平成20年度事業の紹介⑥

安全・安心できれいな住みたいまちづくりを目指して

市では、皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりとして「交通安全対策」「防犯パトロール」「消費者相談」等を実施しています。また、きれいで住みたいまちづくりとして「クリーンアップ作戦」「資源回収ごみの再利用」等を展開しています。

ここでは今年度の主な事業を紹介します。

生活安全係

交通安全対策の実施

市内で発生する交通事故を1件でも多く減らすため、広報等機関紙や街頭運動等で交通安全の呼びかけを実施しています。

☆交通安全運動

季別交通安全運動中に交通安全思想の普及徹底、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣づけるために、警察署、交通安全協会等の関係機関と協力して交通安全運動を展開しています。

☆交通安全団体への支援

交通安全協会や交通安全母の会の交通安全啓発活動を支援し、小学校や保育園を巡回して交通事故防止の呼びかけを実施しています。

☆カーブミラー等の新設・維持管理

道路環境に応じてカーブミラーや交通安全注意表示等を設置し、運転者に注意を促し交通事故防止を図ります。

交通安全は、みんなの願いです。交通ルールを守り、一人ひとりがゆとりの気持ちと譲り合いの気持ちを持てば交通事故が起こることはありません。

交通事故を起こさないように、交通事故に遭わないように気をつけましょう。

安全で安心なまちづくり

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ことです。

一人ひとりが防犯意識と知識を持ち続けることはもちろんのこと、地域で助け合っていく気持ちを持つことが大切です。

☆防犯パトロールの実施

交通・防犯指導隊で構成される防犯パトロール隊による青色回転灯を搭載した交通指導車で防犯巡回を実施しています。

また、防犯協会とも連携してイベント時の巡回やドアロックパトロール・戸締り家庭訪問を実施して、犯罪被害防止に努めています。

☆悪徳商法被害の未然防止

多様化する悪徳商法等の被害を未然に防ぐため、県生活センター等関係機関からの情報やインターネットの活用、また、広報等機関紙を通して情報提供を行い、市民の皆さんが被害に遭わないための対策を図っています。

☆防犯灯の新設・維持管理

夜間時の歩道の照明度向上と、窃盗等の街頭犯罪未然防止を図るために防犯街灯を設置しています。

☆多重債務者の問題解決

サラ金や毎月のクレジット返済で苦しんでいる方々に対し、問題を解決するためのアドバイスを行っています。

※相談は別室で行っているため、相談内容がほかに漏れることはありません。

☆地域安全マップの作成

市内各小学校を対象として、子どもたちの危機管理意識を持たせることを目的として、作成時の指導を実施しています。

《生活安全係からのお知らせ》

カーブミラーや防犯灯の新設を要望する場合や破損して修理が必要な場合は、各地域の町内会長を通してご連絡ください。

環境衛生係

環境衛生対策の実施

◎環境にやさしい循環型社会

市では、地球温暖化対策の一環として平成19年8月から家庭から出る天ぷら油を回収し、環境にやさしい燃料（BDF＝バイオディーゼル燃料）を精製して、公用車に使用し温室効果ガスの一つであるCO2（二酸化炭素）排出量の削減を図る「廃食用油回収及びBDF燃料精製事業」を実施し、循環型社会の形成に市民の皆さんからご協力をいただきながら取り組んでいます。

仁賀保・金浦・象潟庁舎に備え付けている廃食用油の回収箱

現在、自治会または集落単位で協力いただいているのは、仁賀保地域（中野地区・三森地区・鈴地区）、象潟地域（大谷地地区・長岡地区）の5地区です。

また、個人で協力いただいている方は43名ですが、今後参加に向けて準備を進めている地域もあり、今後さらに増えていくものと期待しています。

廃棄物処理の基本方針として

①ゴミを出さない（リデュース Reduce…発生抑制）

②繰り返し使用する（リユース Reuse……再使用）

③資源として使う（リサイクル Recycle…再生利用）

以上「3R」に取り組むことでゴミを限りなく少なくし、そのことでゴミの焼却や埋立処分を極力減らすこと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う循環型社会を推進します。

この一環として、ごみの減量化および資源化を図るため、生ごみ処理機器を購入した場合に助成する「生ごみ処理機器設置補助事業」を実施しています。

◎にかほ市をきれいなまちに「クリーンアップ大作戦」

地域の環境美化・保全を目的として、町内会および各企業が主体となり「大掃除・クリーンアップ事業」を実施しています。

大掃除は4月と9月の第2日曜日に、クリーンアップは、7月の第1日曜日に実施する計画となっています。市民のご協力をお願いします。

また、前期日以外にも定期的に、市内の海岸などを各企業や個人がボランティア活動としてクリーンアップを行っています。

◎所有物の適正管理について

たとえ自分の所有地（宅地内、山林内等すべて）でも、所有物の不適正保管の場合は不法投棄と見られてしまいます。

不要なものについては、適正な処分と、今後、使用するものについては適正な管理をお願いします。

◎不法投棄撲滅を目指して

不法投棄は違法です。残念なことに、市内の至る所で不法投棄が後を絶ちません。

このような不法投棄を未然に防ぐため、市では「にかほ市不法投棄監視員」によるパトロールを実施し、監視・指導・防止体制の強化を行っています。

不法投棄防止の最大の対策は、何よりも地域ぐるみの監視を強化するとともに、市民と市が一体となって不法投棄の防止に努めることが必要です。

不法投棄を「しない」「させない」「許さない」意識を持ちましょう。

◎簡易水道整備事業

平成19年6月厚生労働省の通達により、平成19年度から28年度までの10カ年で、上水道に統合する計画があります。

市としてもこの方針に従い、現在10個所ある簡易水道施設・経営を上水道に移管する統合計画を、昨年の12月下旬に県に提出し承認を受けているところであります。

今後、この計画により国の補助事業を活用し、安全で安定した水の供給ができる施設への改善を進めるため、順次に簡易水道整備計画を進めていきます。

問合先

生活環境課☎32・3033

～交通安全対策については、生活安全係まで～

～環境衛生対策については、環境衛生係まで～